

御議論いただきたい事項（第11回）

1. 労働・社会保険の適用について

- 派遣労働者の保護に欠けないよう、労働・社会保険がしっかり適用されるようにすべきとの指摘があるが、労働者派遣制度において対応できるものとしてはどのようなものが考えられるか。

2. 均衡待遇について

- 均衡待遇については、昨年10月より施行されている改正労働者派遣法で一定の措置が盛り込まれたが、派遣労働者の均衡待遇を更に進めるため、制度的に対応すべき点はあるか。
その際、派遣元事業主・派遣先それぞれの役割分担をどのように考えるか。

3. 特定目的行為（いわゆる事前面接等）の在り方について

- 平成20年の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」報告書において、無期雇用の派遣労働者については、特定目的行為により雇用関係の存否に影響を与えることはないことから、これを可能としても差し支えないと考えられるとされているが、現状においてどう考えるか。

4. 無許可・無届事業所に対する指導監督の在り方について

- 現行法では、無許可・無届で労働者派遣を行う事業主に対しては、厚生労働大臣が改善命令等を発動することができないが、このような仕組みを改める必要はないか。

5. 調査結果を踏まえた対応について

- 調査結果等を踏まえ、更に検討すべき課題はあるか。